

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	566,500,000	令和4年7月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	大阪港夢咲トンネル無停電電源設備補修工事	04:電気工事	住之江区	(株)GSユアサ	19,910,000	令和4年7月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花	(株)日立産機テクノサービス	44,000,000	令和4年7月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	令和4年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	中央区 西区	三菱重工機械システム(株)	108,460,000	令和4年7月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	令和4年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株)	3,300,000	令和4年7月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	令和4年度 庭窪浄水場スラッジ処理場無停電電源装置修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)ジーエス・ユアサフィールドディングス	2,387,000	令和4年7月11日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
7	令和4年度 庭窪浄水場外1か所分館自家発電設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市 大正区	(株)日立産機テクノサービス	36,300,000	令和4年7月11日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
8	大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床用水圧ポンプ取替修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	(株)荏原製作所	5,500,000	令和4年7月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	日本橋住宅(3号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	浪速 平野	(株)日立ビルシステム	95,480,000	令和4年7月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	令和4年度 中浜流注場脱臭設備修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	クボタ環境エンジニアリング(株)	5,940,000	令和4年7月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	令和4年度本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	西区 中央区	日本コンベヤ(株)	27,830,000	令和4年7月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	道頓堀川水門外1バイパスゲート修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区 中央区	阪神テクノサービス(株)	65,615,000	令和4年7月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター直流電源設備(整流器)取替修繕	04:電気工事	此花区	(株)GSユアサ	24,079,000	令和4年7月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	令和4年度 楠葉取水場揚水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	枚方市	(株)日立インダストリアルプロダクツ	34,100,000	令和4年7月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
15	令和4年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株)	74,030,000	令和4年7月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	令和4年度 舞洲スラッジセンター脱臭設備脱臭ファン修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	セイコー化工機(株)	4,180,000	令和4年7月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
17	令和4年度 庭窪浄水場高度浄水処理棟揚水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)荏原製作所	66,000,000	令和4年7月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
18	令和4年度 庭窪浄水場高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラシステムズ(株)	20,350,000	令和4年7月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
19	令和4年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラシステムズ(株)	12,100,000	令和4年7月28日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
20	令和4年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	ラサ商事(株)	6,930,000	令和4年7月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)マコト電気	6,083,000	令和4年8月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
22	令和4年度 豊野浄水場揚水ポンプ用電動機外整備修繕	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	32,450,000	令和4年8月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
23	令和4年度 舞洲スラッジセンター特高受変電設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)明電エンジニアリング	3,080,000	令和4年8月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
24	令和4年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	2,750,000	令和4年8月9日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
25	令和4年度中浜流注場し尿用し渣分離機ほか修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	大機工業(株)	3,575,000	令和4年8月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
26	大阪市中心卸売市場本場ゴンドラ設備改良工事	09D:機械器具設置工事	福島区	日本ゴンドラ(株)	69,630,000	令和4年8月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
27	令和4年度津守下水処理場No.3汚水ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	西成区	(株)電業社機械製作所	84,304,000	令和4年8月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
28	令和4年度 柴島浄水場3系ろ過池表洗弁修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)栗本鐵工所	9,900,000	令和4年8月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
29	大阪港防潮扉集中監視設備端末局移設工事	10:電気通信工事	港区	横河ソリューションサービス(株)	28,600,000	令和4年8月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
30	令和4年度大阪市役所本庁舎シーリングライト昇降設備修繕	04:電気工事	北区	パナソニックEWエンジニアリング(株)	7,810,000	令和4年8月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	兵神装備(株)	17,853,000	令和4年8月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
32	令和4年度 大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	アズビル(株)	7,062,000	令和4年8月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	大阪市阿波座センタービル(福祉局、こども青少年局共用部分)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西区	(株)日立ビルシステム	37,400,000	令和4年8月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
34	令和4年度 柴島浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株)	160,600,000	令和4年8月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
35	令和4年度 降雨量観測装置修繕	09B:上下水道施設工事	港区 城東区 住之江区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	31,350,000	令和4年8月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
36	令和4年度城北寝屋川口水門外41遠方監視装置修繕	10:電気通信工事	城東 都島 旭	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	6,160,000	令和4年8月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	南港ポートタウン東-2駐車場昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住之江区	(株)日立ビルシステム	35,750,000	令和4年8月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
38	弁天抽水所No.3雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設工事	中央区	(株)日立インダストリアルプロダクツ	599,940,000	令和4年8月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
39	令和4年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス	19,690,000	令和4年8月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
40	こども文化センター他1施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	此花区	日本エレベーター製造(株)	24,783,000	令和4年9月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
41	鶴見斎場中央監視装置および案内表示設備修繕	10:電気通信工事	鶴見区	富士建設工業(株)	22,143,000	令和4年9月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
42	大阪市東淀川区役所交流無停電電源装置修繕	04:電気工事	東淀川区	(株)三社ソリューションサービス	1,309,000	令和4年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
43	令和4年度湊町リバープレイス非常用発電設備修繕	04:電気工事	浪速区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	5,086,400	令和4年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
44	長居公園事務所詰所空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	日立グローバルライフソリューションズ(株)	7,700,000	令和4年9月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
45	中部環境事業センター 排水処理設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	(株)丸島アクアシテム	12,320,000	令和4年9月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
46	大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	(株)日本サーモエナー	4,911,500	令和4年9月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
47	庭窪浄水場活性炭吸着池呼吸塔修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	水ingエンジニアリング(株)	6,600,000	令和4年9月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
48	令和4年度舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	(株)カワサキマシシステムズ	5,390,000	令和4年9月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
49	旭区民センター小ホール可動床制御盤・可動装置類修繕	09D:機械器具設置工事	旭区	カヤバCS(株)	49,500,000	令和4年9月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
50	令和4年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西成区	東芝インフラシステムズ(株)	459,800,000	令和4年9月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
51	令和4年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	新晃アトモス(株)	114,730,000	令和4年9月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
52	豊野浄水場凝集沈殿池機械設備設置(その2)等に伴う既設管理設備改修工事	09B:上下水道施設工事	寝屋川市 東淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	182,380,000	令和4年9月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
53	令和4年度 住之江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区 城東区 中央区 西成区 西淀川区	(株)日立製作所	444,400,000	令和4年9月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
54	阿倍野区第1766号線道路崩壊防止対策工事-2	01:土木工事	阿倍野区 西成区	(株)大林組	100,254,000	令和4年8月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第8号		

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

### 2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

脱水分離液処理施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

脱水分離液処理施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから、脱水分離液処理施設を安全かつ効率的に運用するためには、脱水分離液処理施設全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪港夢咲トンネル無停電電源設備補修工事

2 契約の相手方

(株)GSユアサ

3 随意契約理由

大阪港夢咲トンネル無停電電源設備は、電力会社から送電される電力に停電や瞬時停電等が発生した際、安定した電力を供給しトンネル内全設備の稼働を円滑に継続するための設備であり、トンネルを安全に車輛が通行するうえで重要な設備である。

当該設備は設置後、15年以上経過しており、経年劣化により不具合の兆候が顕著となっているため、部分的な補修工事を行うものである。

当該無停電電源設備は(株)GSユアサにより製作されたもので補修を行うには、製作会社が保有する情報と独自の技術が不可欠である。また、無停電電源設備全体の性能を発揮するうえで、既設設備との整合を図る必要があるとともに補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、各装置の製作から施工に至るまで責任の一元化を図れる唯一の業者である(株)GSユアサに随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課(電気) (電話番号 06-6568-9092)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株)日立産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び計装設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

### 3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)



## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和4年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、本装置を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 庭窪浄水場スラッジ処理場無停電電源装置修繕

### 2 契約の相手方

(株) ジーエス・ユアサフィールドディングス

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場スラッジ処理場に設置している無停電電源装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、(株)GSユアサが独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株)GSユアサより修繕業務を移管されている(株)ジーエス・ユアサフィールドディングスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 庭窪浄水場外1か所分館自家発電設備外整備修繕

### 2 契約の相手方

(株)日立産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場に設置している自家発電設備、泉尾配水場に設置している自家発電設備、制御用無停電電源装置及び小水力用無停電電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市舞洲障がい者スポーツセンタープール可動床用水圧ポンプ取替修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

舞洲障がい者スポーツセンターのプールには8コースのうち4コースは、車いすの方などの利用者に合わせてプールの水深を調節し入水が可能となるよう可動床が設置されており、本修繕は、その高さを調節するシリンダーを動かす水圧ポンプの取替を行うものである。

水圧ポンプは、可動床4コースの可動床を昇降させるための機器であり、平成9年の設置から24年が経過し、これまで指定管理者が保守点検を実施していたが、今回経年劣化を指摘されており、現状のまま使用を続けて水圧ポンプの故障等により、可動コース内に利用者があるときに意図せず床が降下してしまうと、利用者が溺れてしまうなど、人命に関わる事故に繋がる危険があるため、水圧ポンプを更新する必要がある。

当該機器については、(株) 荏原製作所において既製品のポンプを舞洲障がい者スポーツセンタープールの可動床に合わせて改造しているものであるため、修繕にあたっては、可動床を昇降させる制御盤のプログラムの打ち直しなど、他のシステムとの連携が必要となり、(株) 荏原製作所が有する知識及び技術が不可欠である。

また、可動床を作動させるためには水圧ポンプ以外にも様々な機器や設備が関係しているが、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは(株) 荏原製作所のみであるため、同者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ (電話番号 06 - 6208 - 8078)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

日本橋住宅(3号館)外1住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 中浜流注場脱臭設備修繕

### 2 契約相手方

クボタ環境エンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置している生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置用高濃度脱臭ファン等の分解整備修繕を行なうものである。

当該生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置（以下脱臭設備）はクボタ環境エンジニアリング（株）が設計・製造したものである。

修繕に関しては単なる個々の機器の取替、分解整備だけではなく、脱臭設備全体の能力に関わる特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造したクボタ環境エンジニアリング（株）以外では本修繕に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また脱臭設備修繕後の性能に対して保証ができないことから、当該脱臭設備に対し一貫して責任を持たせることができる業者はクボタ環境エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話 06-6630-3374）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和4年度本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

## 2 契約の相手方

日本コンベヤ(株)

## 3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承され、平成30年にエヌエイチパーキングシステムズ(株)は日本コンベヤ(株)に吸収合併されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

道頓堀川水門外1バイパスゲート修繕

### 2 契約の相手方

阪神テクノサービス(株)

### 3 随意契約理由

道頓堀川水門及び東横堀川水門は、両水門の連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」を備えた水門施設である。

本修繕は道頓堀川水門及び東横堀川水門の内・外水位調整を行うバイパスゲートの老朽化した水密ゴム、作動油の取替を行うものである。

バイパスゲート開閉装置は、阪神動力機械(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、阪神動力機械(株)から水門保守点検整備業務を移管されている阪神テクノサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市舞洲障がい者スポーツセンター直流電源設備（整流器）取替修繕

## 2 契約の相手方

（株）GSユアサ

## 3 随意契約理由

直流電源設備は、非常時や停電時に非常照明、非常放送、非常用発電機の起動及び消防設備の運転など、施設利用者や施設従事者の安全を確保するために重要な機能を果たす設備であり、非常時に使用するための蓄電池がある蓄電池盤と、平常時に蓄電池を充電させる整流器の双方で一体の設備となっている。本修繕はそのうち整流器の取替修繕を行うものである。

舞洲障がい者スポーツセンター直流電源設備のうち、整流器については、平成9年の開館以来更新されておらず、耐用年数を超過しており、非常時に万一動作しないことがあっては施設利用者や施設従事者に大きく影響を及ぼすこととなるため、早急に修繕を行う必要がある。

当該直流電源設備は、（株）GSユアサにより製作・設置されたもので、修繕を行うには製作会社が保有する情報と独自の技術が必要不可欠であり、上記業者以外に施工させた場合、非常時に直流電源設備が作動しない等、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、（株）GSユアサのみであるため、同者と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課施設グループ（電話番号 06 - 6208 - 8078）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 楠葉取水場揚水ポンプ整備修繕

### 2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、楠葉取水場に設置している揚水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプは、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がポンプ固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その2）

### 2 契約の相手方

荏原実業（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び体験型研修センターに設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、荏原実業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、荏原実業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 修繕名称：

令和4年度 舞洲スラッジセンター脱臭設備脱臭ファン修繕

2 契約相手方：

セイコー化工機(株)

3 随意契約理由：

今回、修繕を実施する脱臭設備は、汚泥処理過程にて発生する高濃度の臭気を生物脱臭設備にて分解・処理するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、セイコー化工機株式会社が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社であるセイコー化工機(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 庭窪浄水場高度浄水処理棟揚水ポンプ整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している揚水ポンプ1号の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局 工務部 庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 庭窪浄水場高度浄水処理棟揚水ポンプ用電動機整備修繕

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している揚水ポンプ1号用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）東芝は社会インフラ事業について、平成29年7月1日に東芝インフラシステムズ（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟及び中オゾン接触池上屋内に設置しているオゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)東芝は社会インフラ事業について、平成29年7月1日に東芝インフラシステムズ(株)に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場(電話番号06-6907-4473)

## 随意契約理由書

1 修繕名称：令和4年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕

2 契約相手方：ラサ商事(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水するポンプである。舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているため修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工(株)が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である大平洋機工(株)から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)



## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株)マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視するために重要な役割を持つ分析計であるが、日常運転における正確性と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、測定、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 豊野浄水場揚水ポンプ用電動機外整備修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場に設置している揚水ポンプ、GAC 吸着池逆洗ポンプ及び空洗送風機用各電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機は、三菱電機(株)が独自に設計、製作したものであり、整備修繕により部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要とする。

また、本整備修繕の履行にあたり、現在稼働中の電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本整備修繕を履行し、電動機に障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、三菱電機(株)から電動機の修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 令和4年度 舞洲スラッジセンター特高受変電設備修繕

2 契約相手方 (株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する特高受変電設備は、所内に電力を供給するための受変電設備であり、舞洲スラッジセンター全設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。これらの設備の高い信頼性を維持するため、機能の低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。  
以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その2）

### 2 契約の相手方

（株）マコト電気

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、（株）堀場製作所は水・液体事業について、平成29年1月1日に（株）堀場アドバンステクノに事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）堀場アドバンステクノより修繕業務を移管されている（株）マコト電気のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-823-2321）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 中浜流注場し尿用し渣分離機ほか修繕

### 2 契約相手方

大機工業（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置している、し尿用し渣分離機並びにスクリープレス式脱水機等の劣化摩耗部品の取替等の整備を行なうものである。

当該し尿用し渣分離機及びスクリープレス式脱水機は大機工業（株）が設計・製造したものである。

修繕に関しては単なる部品交換ではなく、スクリー刃肉盛調整溶接による刃部とケーシング間の隙間調整等が必要で、この良否により処理能力に影響を及ぼすなど、し渣分離機及びスクリープレス式脱水機等の特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造した大機工業（株）以外では本修繕に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また修繕後の性能に対して保証ができないことから本修繕に対し一貫して責任を持たせることができる業者は大機工業（株）のみである。

以上のことから大機工業（株）と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課(電話番号 06-6630-3374)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場ゴンドラ設備改良工事

### 2 契約の相手方

日本ゴンドラ（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、本場業務管理棟に設置している窓拭用ゴンドラ設備の安全稼働を目的に、機器の更新を行うものである。

本工事は、レールや電源設備など、既存の設備を活用しながらゴンドラ機器の更新をすることから、メーカーが変わると当該ゴンドラ設備の規格や構造の違いが生じるため、既設メーカーでなければ施工できない。

当該設備は日本ゴンドラ（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存設備との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは日本ゴンドラ（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

令和4年度津守下水処理場N o. 3汚水ポンプ設備改良工事

### 2 契約相手方

(株) 電業社機械製作所

### 3 随意契約理由

今回工事を行うN o. 3汚水ポンプは、津守下水処理場沈砂池に流入する汚水を水処理施設に送水するための設備である。

本設備において、長時間の使用により主要部品を著しく損耗しており、十分な機能を発揮できない状況にあることが判明した。そのため汚水ポンプの軸封水装置、可動翼装置の更新を行い機能を回復させ、加えて信頼性の向上を図るものである。

本設備は、(株) 電業社機械製作所が設計・製作・据付したもので、軸封水装置、可動翼装置の更新にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、更新後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株) 電業社機械製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場3系ろ過池表洗弁修繕

### 2 契約の相手方

(株) 栗本鐵工所

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場3系ろ過池18号池に設置している表洗弁の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 栗本鐵工所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株) 栗本鐵工所のみである。  
以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）



## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備端末局移設工事

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス（株）

3 随意契約理由

本設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置であるとともに、台風時の高潮や地震による津波での災害が想定される非常時には、防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置であり、防潮扉及び水門への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、各現場に端末局（62局）を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行うものである。

本工事は、端末局が設置されている建築物の老朽化による解体に伴い、一時撤去を行った端末局の再設置及び試験調整等を行うものである。

当該設備は横河ソリューションサービス（株）がシステム設計、機器製作から据付工事に至るまでを行い、以後の保守も一貫して行っている。当該設備のシステム、機器及び構成には製造者独自の技術が用いられており、その詳細について他社への情報提供ができない。また、システム運用における機能や信頼性を確保し、災害発生時にも確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とする。

よって、本工事を行えるのは横河ソリューションサービス（株）のみであり、責任の一元化を図れる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9092）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市役所本庁舎シーリングライト昇降設備修繕

### 2 契約の相手方

パナソニックEWエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置しているシーリングライト昇降設備が老朽化しているため部品の取替えを行うものである。

本庁舎のシーリングライト昇降設備は、松工エンジニアリング(株)(現パナソニックEWエンジニアリング(株))が設計・施工を行っており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行えるパナソニックEWエンジニアリング(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号06-6208-8197)

## 随意契約理由書

1 修繕名称：

令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ修繕

2 契約相手方：

兵神装備(株)

3 随意契約理由：

今回、修繕を実施する脱水機汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計及び製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術が必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である兵神装備(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、機器を作動させるための自動制御設備の部品が経年劣化しているため、交換を行い機能の回復を行うものである。

本設備は、アズビル(株)がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面での対応が不可能である。また修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要もある。

以上の理由により、本修繕を行えるのはアズビル(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号06-6208-8197)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市阿波座センタービル（福祉局、こども青少年局共用部分）昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

（株）日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、（株）日立ビルシステムの製作・施工により、大阪市阿波座センタービルに設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は、既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては（株）日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、製造者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるためとなることが懸念される。

以上のことから、本設備の製造者（株）日立ビルシステムしか施工し得ないことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局生活福祉部自立支援課（緊急入院保護グループ）（電話番号：06-6543-7211）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場排水処理設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、日本碍子（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、日本碍子（株）は、当該排水処理設備に関する事業を平成20年4月にメタウォーター（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 降雨量観測装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行うものである。

本設備は三菱電機 (株) が独自の技術で設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社である三菱電機 (株) からアフターサービス業務を移管され、且つ本設備の技術に精通している三菱電機プラントエンジニアリング (株) のみであり、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号: 06-6615-7180)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 修繕名称

令和4年度城北寝屋川口水門外4 1 遠方監視装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、城北川河川の管理に必要な機器（放流警報監視制御装置等）を遠方監視する装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本装置は、三菱電機（株）が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である三菱電機（株）より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：6615-6465）



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南港ポートタウン東一2駐車場昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、南港ポートタウン東一2駐車場に設置された油圧式エレベーターを撤去し、マシンルームレス型ロープ式エレベーターに更新するものである。

対象となる施設は、市民利用施設であるため、エレベーター停止期間を短くし、市民への影響を最小限にすることが求められている。そのため、本工事は、既存エレベーター設備等の一部を再利用することで、停止期間を短くすることとしている。

既存エレベーター設備を安全に再利用するには、既存エレベーターの設備状況等を熟知し、製造・施工した業者でなければ再利用することは不可能である。また、製造・施工した業者でなければ、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、既設エレベーターを製造・施工し、現に保守点検を行い現場の状況等に精通して、責任施工の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：弁天抽水所 No. 3 雨水ポンプ設備工事
- 2 契約の相手方：(株) 日立インダストリアルプロダクツ
- 3 随意契約理由： 本工事は、弁天抽水所に設置している No. 3 雨水ポンプ設備の設計・製作・据付を行うものである。  
今回工事する No. 3 雨水ポンプ設備は、弁天抽水所に流入する雨水を排除するための設備である。本設備は、設置後 40 年が経過し、ポンプ本体が老朽化し、運転に支障をきたしているため、ポンプ設備の構成機器および主要部品の取替を行うものである。  
本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、既設備に適合する部品の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である (株) 日立製作所の吸収分割承継会社である、(株) 日立インダストリアルプロダクツのみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号
- 5 担当部署：建設局下水道部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

## 随意契約理由書

1 修繕名称：令和4年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると溶融炉設備への汚泥供給ができなくなり、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所より、天井クレーン設備の全般業務について業務継承された(株)日立プラントメカニクスと契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

こども文化センター他1施設昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、こども文化センター他1施設に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見斎場中央監視装置および案内表示設備修繕

### 2 契約の相手方

富士建設工業（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、鶴見斎場における中央監視装置および案内表示設備を修繕し機能回復を行うものである。

当該設備については、火葬設備全体における連動機器の一部であり、中央監視装置は火葬設備の状態を監視する装置である。また、案内表示設備は斎場利用者及び斎場職員に対し火葬の進捗状況に応じた案内内容を表示する設備である。

中央監視装置および案内表示設備は火葬炉の運転制御と密接に関わっているため、修繕を行うには火葬設備全体との連動制御について熟知している必要がある。

火葬設備全体との連動制御については当該設備の設計・製造及び設置を行った富士建設工業（株）のみが熟知しており、他社では技術面の対応ができず、既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対しても一貫して責任を持たせることができるのは製造者である富士建設工業（株）のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

大阪市東淀川区役所交流無停電電源装置修繕

### 2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

### 3. 随意契約理由

現在東淀川区役所では、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先に安定的に供給する「交流無停電電源装置」を庁内情報ネットワークのシステム機器に接続しており、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となる場合であっても安定した電力供給が可能となっている。

しかし、今回、本機器に内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕や保守点検についての業務を子会社である(株) 三社ソリューションサービスに移管しており、本修繕を実施することができる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

大阪市東淀川区役所総務課(総務)(06-4809-9941)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度湊町リバープレイス非常用発電設備修繕

### 2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置している防災用並びに保安用の電源として設置している非常用発電設備について、経年劣化に伴う部品交換及び調整を行うものである。施設の管理運営において当該設備は必要不可欠であり、修繕を行わなかった場合、停電が発生した際には、施設の管理運営に重大な支障を及ぼす可能性がある。

修繕する非常用発電設備は、ヤンマー (株) が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社のみが有する当該機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠であるとともに、同社のみが調達できる純正部品を用いる必要がある。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図ることが出来るのは、ヤンマー (株) の組織再編により設立されたヤンマーパワーテクノロジー (株) からアフターサービスを移管されているヤンマーエネルギーシステム (株) のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ (電話番号 06-6208-9442)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

長居公園事務所詰所空調設備修繕

## 2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ株式会社

## 3 随意契約理由

今回修繕する空調設備は、当事務所詰所の建築付帯設備であり、経年劣化による室外機・室内機の不具合により作動しない状況になっている。

屋外業務を行う技能職員の詰所で使用しているため、気温の上昇するこの時期において現状のままでは、適切な室温調整・空気循環などの業務に適した環境を維持することができないことから修繕を行うものである。

本設備は、日立グローバルライフソリューションズ(株)が設計製作したもので、修繕には独自の技術を必要とする。また、取替え部品も他社で製作しておらず、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、本修繕は、部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、その後の点検等のアフターサービス業務ができる唯一の上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所  
(電話番号：06-6691-7200)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中部環境事業センター 排水処理設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 丸島アクアシステム

### 3 随意契約理由

本修繕は、中部環境事業センターの排水処理設備の各種ポンプ、制御盤をはじめとする機器の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

本設備は、ごみ収集車を洗車場で洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際に、雑物などを分離・除去し下水道法による水質規制値を順守するための設備であり、(株) 丸島アクアシステムが独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者である(株) 丸島アクアシステムと随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3376)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場市ボイラー設備改修工事

### 2 契約の相手方

(株)日本サーモエナー

### 3 随意契約理由

本工事は、南港市場本館棟蓄熱槽室に設置されているボイラー設備の改修を行うものである。

当該ボイラー設備は、主としてと畜解体時に使用する、解体設備や刃物の消毒用の温水を供給する設備であるが、その基幹部品である缶体が経年劣化により漏水が生じ能力が低下しているため本工事において新たな缶体に取り替えるとともに出力を調整する等の試運転を行うものである。

当該機器については、(株)日本サーモエナーが製造したもので、本工事を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、同社でなければ施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは(株)日本サーモエナーのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場活性炭吸着池呼吸塔修繕

### 2 契約の相手方

水 ing エンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場活性炭吸着池に設置している呼吸塔の修繕を行うものである。

当該機器は、(株)荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株)荏原製作所は水関連事業について、平成21年に水 ing (株) に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、水 ing (株) より修繕業務を移管されている水 ing エンジニアリング (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

## 随意契約理由書

- 1 修繕名称： 令和4年度 舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕
- 2 契約相手方： (株)カワサキマシンシステムズ
- 3 随意契約理由： 今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。  
自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行うものである。  
本ガスタービン発電設備は、川崎重工業(株)が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保持させる必要がある。  
以上のことから、製作会社である川崎重工業(株)のガスタービン発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である(株)カワサキマシンシステムズと契約を締結するものである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

旭区民センター小ホール可動床制御盤・可動装置類修繕

### 2 契約の相手方

カヤバCS株式会社

### 3 随意契約理由

小ホール稼働床装置は、令和3年11月に格納途中で不動状態に陥り、2日間供用を停止する事態となった。設置・保守業者による詳細点検の結果、制御用電気部品類の経年劣化による不調と判明し、今後も同様の事象が発生する可能性が高い旨指摘を受けた。

小ホールは区民センターにとって、大ホールと同様中核を成す設備であり、利用者に対して本来あるべき設備を確実に提供するため当該修繕を実施する。

本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。同設備は、カヤバCS株式会社が設計・製作・設置を行なっており、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはカヤバCS株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

旭区役所 地域課（電話番号06-6957-9743）

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：令和4年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、津守下水処理場雨水ポンプ設備等の運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。  
本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。  
さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。  
よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるほか、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。  
また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ（株）のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事

2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新晃工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新晃工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新晃アトモス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

豊野浄水場凝集沈澱池機械設備設置（その2）等に伴う既設管理設備改造工事

### 2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場に新設する凝集沈澱池の機械設備及び計測設備の設置に伴い既設設備の改造を行うものである。

当該設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である東芝インフラシステムズ(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）



## 随意契約理由書

- 1 工事名称：令和4年度 住之江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）日立製作所
- 3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場外4か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、（株）日立製作所と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

### 1. 工事名称

阿倍野区第 1766 号線道路崩壊防止対策工事-2

### 2. 契約の相手方

株式会社大林組

### 3. 随意契約理由

現在、崩落現場は応急的に法面保護（シート保護）を講じている状態であり、短期的に法面内部への浸水を防止できるものの、不安定な状態の改善には至っていない状況である。

今後、台風などの影響による大雨が予測され、大量の雨水が法面内部に浸透した場合、道路崩落が懸念される切迫した状況であり、道路を通行する車両や歩行者が巻き込まれ、市民の生命や身体へ危険を及ぼす恐れや、本市道路の対面の民家の倒壊リスクも高まるため、再崩落を防ぐ整備を早急に施工する必要がある。

また、現工事工程では、工事ヤードの土地所有者から無償使用の同意が得られているが、大幅な工程変更となると、土地所有者からの同意を逸する恐れがある。

よって、早期に契約する必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約を依頼する。

### 4. 選定理由

本案件にかかわる緊急工事※に携わり、当現場の厳しい施工条件を熟知しており、また、崩落した法面の変位計測や安定解析等の高度な技術、かつ、大規模な法面工事において多くの実績を有し、本件の入札で求めている資格要件も有している株式会社大林組を契約相手方に選定します。

※令和 3 年 9 月 30 日契約 阿倍野区第 1766 号線道路崩壊防止対策工事（緊急）

### 5. 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

### 6. 担当部署 建設局道路河川部道路課 (電話番号 06-6615-6793)

#### (参考)

##### 入札経過

- ・令和 4 年 5 月 25 日 公告
- ・令和 4 年 6 月 22 日 開札（応札者なし）